

1、 観光振興施策について

(1) 道の駅・まえばし赤城の成果と今後の課題

①1 点目は道の駅・まえばし赤城の成果と今後の課題です。

昨年度決算額約 24 億円を投入して、農畜産物直売所や観光案内所そして地産地消レストランなどを整備した「まえばし赤城」が3月に開業しました。当初は交通渋滞問題もありましたが、最近はほぼ解消し、市民はもとより県内外から多数の来訪客が訪れています。

まだ半年ですが、直売所は大型商業施設などとの差別化を図り、特に生鮮野菜は質の高い地元産品を販売しています。ほとんど連日完売しているとのことですが、近隣の市民からは、既存の量販店より若干値段が高いので気軽に買えないという声も上がっています。また、観光案内所は、外から見るとレンタル自転車のコーナーと受け止めている市民も少なくありません。

休日は上武道を利用する観光客の多くが立ち寄りと思いますが、平日は主として近隣の市民が訪れることになると思いますので、長く安定的な運営を続けるためには、運営事業者と協議して直売所や観光案内所については一定の改善策も必要となると思いますが、当局はどのようにお考えでしょうか。答弁を求めます。

■川場村の田園プラザのようなコンセプトで、前橋産の農畜産物の販売をめざす他の商業施設と差別化したグレードの高い直売所をめざして、結果として前橋の農業振興に貢献できるかどうか、大変難しい問題です。

ロケーションが川が流れ赤城山の景観が望めるような観光地ではないことも配慮して、観光客が比較的少ない平日は、近隣の市民の購買需要に応える比較的割安の農畜産物を販売することも集客の上で必要ではないでしょうか。この間の販売状況を十分把握して運営事業者と相談していただきたいと思います。

②2 点目は道の駅・まえばし赤城を生かした観光振興策です。

私たち党市議団は、新道の駅については、農業振興に貢献するとともに、前橋市の代表的な観光資源である赤城山観光と結びつけるべきと提言してきました。赤城山の自然景観や山麓のスローシティーエリアの農業を生かした多様なイベントなど多くの魅力的なコンテンツ・価値あるものを大いに活用するとともに、賑わいを取り戻したい中心市街地のアーツ前橋や文学館への回遊、そして臨江閣やルナパーク、バラ園や敷島公園などの観光スポットを周遊する取り組みを強めるべきと繰り返し求めてきました。

運営事業者から委託された前橋コンベンション協会は、インバウンドにも対応できる語学が堪能な案内者の配置をするなど、道の駅に立ち寄った来訪者の問い合わせに応える体制を整えていますが、それだけではなく、集客力のある周遊観光商品のプランニングやイベントの立ち上げや発信など、前橋市域全体の観光振興につながる取り組みを強めるべきです。これらの具体化が遅れているようですが、今後の事業展開はどのようにお考えか。答弁を。

■私は市長が、新道の駅を「前橋のゲートウェイ・ショーウインドウにする」とか「市内の観光スポットを訪れるハブ機能を持つ道の駅にしたい」という旨の話をお聞きしたことがあります。道の駅が農業振興に貢献し、お客さんの市内周遊によって多様な地元関連業種に経済波及効果が生まれ、新たな雇用も生み出して、道の駅の事業経営も安定していくよう、指定管理者としっかり協議されるよう求めておきます。

(2)前橋三大まつり等の改善

次に、前橋三大まつり等の改善についてです。昨年の事業では、初市まつり、前橋まつり、七夕まつりの三大まつりやまえばし花火大会などの実施委員会に補助金を交付し、コロナ禍の中で規模を縮小して開催した各イベントの内容の充実に向けての努力が行われました。

本市は、他都市の観光地と比較して、知名度のある神社仏閣や歴史的建造物などが少ないことが、デメリットであるだけに、シティープロモーションの中心に、これらの祭りや花火大会を位置付けて、前橋の魅力を大いに発信して集客することが必要です。

しかし最近のまつりは、中心街の商店街経営者の高齢化による活力の低下もあり、年を追うごとに内外の集客に十分な成功を取めたとは言い難いのではないのでしょうか。多くの露天商の出店でにぎわいを創出するという前例踏襲ではなく、市民参加で内容を精査し見直して、さらに魅力あるまつりに発展させる改善が必要ではないのでしょうか。見解を。

■歴史と伝統を壊すのではなく、時代に合った新たな魅力ある企画を取り入れて、若者層にも高齢者層にも毎年足を運んで楽しみたいと思えるような三大祭りにぜひ改善充実していただきたいと思
います。

(3)観光スポットと農業・食品産業との連携

決算額242万円の「ようこそ前橋推進事業」について伺います。前橋の農畜産物を活用した地産地消の取り組みが不十分ではないのでしょうか。観光客が観光スポットを歩きながら立ち寄る飲食店などで、地元の食材を使ったメニューを提供する連携を強めるべきです。

前橋市は、産出額全国トップクラスのこだわりの豚肉の料理を「TONTON のまち前橋」をキャッチ

ブリーズにして広く飲食店で提供しています。こだわりの飼料や衛生管理の下で育てられた良質の豚肉を使った豚肉料理は私も美味しいと思いますが、餃子の町・宇都宮や信州戸隠そばのように、地産地消をアピールし、大きな誘客の力になっているか、と言えばまだまだだと思います。

全国的には、化学肥料不使用のオーガニック食材へのこだわりをアピールして、来訪者を増やしている観光地もあります。食を通じた観光誘客についてどのような展開をされてこられたのか。伺います。

■豚肉料理の魅力発信も残念ながらまだ十分に成功しているとは言えません。多種類の野菜を周年生産できる前橋市の農業の有利な条件を更に生かして、「前橋に行けば、野菜も肉も安くおいしいものが食べられる。料理も個性的でおいしい」という口コミの宣伝も全国に拡散されて、観光客が増えるような取り組みを、行政が呼びかけて食品産業と農業者など関係者がさらに連携してもじっどりまえばしの食の魅力を打ち出す成果を上げていただきたいと思います。

(4)まちづくりとの連携

地方創生の方法には、地域住民の生活環境の整備や地場産業の振興などさまざまな方向性があります。中でも観光による外部からの集客による地域活性化は、どこの自治体でも重要な施策として位置づけていると思います。

しかし、「人を呼べそうな目玉となる施設」「美しい自然の風景」といったありきたりな要素だけでは、持続性がなく、地方創生の成果が目に見えるまでには行きつかない恐れがあります。

とくに前橋市は、市街地の多くを区画整理事業を施行して歴史的な建物や観光化することのできる街並みを壊してきた歴史があり、川越市の蔵造りの街並みを保存して観光活用した取り組みや富岡市の世界遺産周辺の街並み保存のような観光客を誘客する事業化は難しいと思います。

そこで伺いますが、民間主導で官民連携で整備する馬場川通り、広瀬川河畔整備事業や千代田町中心市街地再開発事業、そして閉館中の旧前橋テルサなどについても、観光振興の観点で建物デザインや店舗展開の方向性などを統一して、観光振興にも結び付く連携が必要なのではないでしょうか。

■観光による収益は、確かに地方創生の大きな原動力となります。経済的に地域が潤えば、人々の暮らしが活気づき、消費行動も向上していきます。自治体にもたらされる税金も増加し、生活環境の整備もそれだけ容易になる。訪れる観光客が利用するサービスへの対価や、商品購入による直接的な利益はもちろんですが、観光客の増加に伴い、働く場所が創出されます。宿泊施設、飲食店、観光施設など、地元で働ける職場が増えれば、住民人口も自然に増加していくことが期待で

きます。しかし、あくまでも箱モノの整備は、市民の税金投入となりますので B福祉施策が犠牲とならないように市民合意で観光振興策を推進していただきたいと思います。

2、前橋市地球温暖化防止実行計画について

昨年度決算の環境対策事業費は 1 億4321万円です。環境基本計画に基づく前橋市地球温暖化防止実行計画に関する実施状況について質問します。

(1)第 1 点目は、本市の一般廃棄物の廃プラスチックの焼却削減とリサイクルについてです。

① 昨年度に改定された実行計画では、市の事務・事業で 2030 年度に 2013 年度比で 31.8%削減という目標を決めて、一般廃棄物廃に含まれている廃プラスチックの焼却処理の問題点を指摘しています。そこで最初に、本市の清掃工場で昨年度に焼却した廃プラスチックの推定焼却量と、それに伴う 2 酸化炭素の排出量について伺います。

■相当量の CO2が排出されています。地球温暖化防止のためには対策が必要だと思えます。

② 今日本におけるプラスチックリサイクル率約 84%のうち、約 57%が、熱エネルギー源としての利用であるサーマルリサイクルになっているそうです。日本全体ではサーマルリサイクルでは燃焼する際に CO2 が排出され、単純焼却も合わせると最終的に年間 1600 万トンの CO2 が排出されているそうです。このような点に着目した国は、昨年 4 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラ新法)」を施行して、市町村の一般廃棄物に含まれている廃プラスチックの分別収集・再商品化を求めています。本市は、サーマルリサイクルの観点から現在は焼却している廃プラスチックを減らすために、分別リサイクルを進める方針をお持ちなのか。また、そのために解決すべき課題についてお答えください。

■六供工場の焼却炉はストーカ炉ですが、熱カロリーの高い廃プラスチックを焼却しなくても、空気を吹き込むみ、焼却で発生する排ガスを再循環させるなど適切な運転管理をすれば燃焼温度を管理して、ダイオキシンや CO2 の排出を低減化できると言われています。技術的には廃プラスチックを燃やさなくても安全な炉の運転管理ができると思えます。

③ 次に、いま横浜市・鎌倉市・気仙沼市など多くの自治体が「プラスチックごみゼロ」を目指すことを宣言しています。鎌倉市は、マイバッグ、マイボトル、マイ箸推進活動など、既存の取り組みに加えて、プラスチック製ストローの利用廃止や公共調達における再生プラスチック使用品優先購

入、市役所内に設置している自販機でのペットボトル飲料の販売を極力廃止するなどの取り組みを実施しています。これら先進自治体のプラスチックごみの減量と再資源化を促進している先進自治体に学んで、本市の施策をいっそう強めるべきと考えますが見解を。

■そもそもプラスチック資源循環法が制定された背景には、海洋ごみや気候変動などの環境問題があり、さらにこれ前受け入れ国であった中国やアジア諸国の廃棄物輸入規制が強化されたためでもあります。日本も今のようにプラスチックを使い捨て続けるのではなく、資源循環を促すことが大変重要となっていると思います。

しかしペットボトルのような製造者責任が明確となっていないために、廃プラのリサイクルに必要な施設の整備や分別収集費用が自治体の新たな財政負担となるなどの問題点を国の責任で解決することが必要と思います。また、事業者の発生抑制などの指導を強めることを国に強く求めていただきたいと思います。

(2)次に自家用車のCO2削減をめざすためのバス公共交通の利用拡大についてです。

①前橋市域のCO2削減目標は44.5%です。計画の基本施策3、環境にやさしい交通システムの構築では、公共交通を中心とした交通体系を構築することで、過度な自動車社会から脱却して、交通由来の温室効果ガス排出量の削減につなげる施策の強化を目指しています。

高齢化社会の下での交通弱者支援の移動手段の確保やMaaSによる利便性の向上が強調されていますが、バスの利用拡大は進んでいません。環境保全のためにも公共交通の利用拡大が必要であることを市民や事業者に訴えるとともに、市独自の支援制度も創設して民間事業者に通勤にバスを利用する社員には、通勤手当を増額するなどの利用促進策を実施するよう求めたり、かつて実施されたノーマイカーデーの再開を群馬県とも連携して再開するなどの一歩踏み込んだ取り組みが必要だと思います。見解を。

(3)次に再生可能エネルギーの利用拡大についてです。

①本市は、基本施策の第1に再生可能エネルギーの利用促進を上げています。

住宅用太陽光発電の余剰電力は、固定価格買取制度FITを使い、発電した電力を電力会社に売って利益を得るといった活用方法が主流でした。しかし、2009年にスタートした固定買い取り期間も10年の期間満了で順次終了しています。10年間の買取価格は1キロワット当たり47円ですが、FIT終了後は1キロワット7～10円に大幅に値下がりしています。また、前橋市が整備した3か所のメガソーラーや赤城山の小水力発電も20年の固定買い取り期間の終了に合わせて買取価格が大幅に引き下がります。

本市は昨年度、新エネ・省エネ機器導入補助事業決算額508万円で家庭用蓄電池購入費用の一部を助成し、次世代脱炭素設備導入補助事業決算額5150万円で事業者の太陽光発電設備設置と蓄電池設備の助成を行い、余剰電力を活用する支援を実施しています。

しかし、これだけでは、自家消費できない余剰電力をどうするかという問題をすべて解決することはできません。

このような中で、全国的に自治体が民間事業者や金融機関とともに資金を調達して、地域新電力会社を設立し、電力の地産地消事業をスタートさせています。

本市も、六供清掃工場の余剰電力の自己託送事業にとどめず、他の先進自治体のように前橋市が主導して官民連携の地域新電力会社を立ち上げるべきではないでしょうか。市民や事業者が設置した太陽光発電などの余剰電力を、大手電力会社よりも高い価格で買い取り、地域にできる限り安い価格で提供する電力の地産地消事業を開始する時期に来ていると思います。どのようにお考えでしょうか。見解を。

■今年5月に視察した鳥取市のとっとり市民電力や浜松新電力(静岡県浜松市) 中之条新電力(群馬県中之条町)など自治体の新電力会社はその名の通り、地方自治体が設立に関与したり、出資して設立した電力会社の取り組みは大変参考になります。市民、事業者、そして自治体の再生エネルギー発電の余剰電力が売電できて、その電力を大手電力会社よりも低価格で利用できる地産地消の電力利用となるわけです。

ローカル電力会社と市民や事業者が契約することで、大手電力会社を通じて大都市に流れていた電気代という「消費」が地元へ落ちるようになります。地域での「雇用の創出」にもつながり、地域でのお金の循環を作り出すことが出来て、地域経済の活性化につながります。ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

3 スポーツ振興策について

(1) スポーツ施設の維持管理と有効活用

①はじめに。施設の維持管理と有効活用についてです。

1点目は施設修繕です。

昨年度は、延べ約72万人が利用した市内の体育施設管理事業に約7億円、体育施設整備事業に約3600万円が支出されています。市内の各スポーツ施設は経年的劣化が進んでいくので、安全確保の上からも迅速確実な維持管理が求められています。

そこで伺いますが、例えば三俣テニスコートを利用しているスポーツ団体から、規定料金を支払っ

ているのに相当数の照明灯が長期間にわたって切れているのに取り換えてくれない、コート周りの排水溝が詰まって雨水があふれているのに清掃してもらえない。コートの白線が波打っている。スポーツを安心して楽しめないなどの声が上がっています。

まちづくり公社など指定管理者との連携を密にして、各施設の利用者の要望をしっかりと把握して、緊急修繕と計画的な修繕を区別して対応するとともに、予算が不足しているのであれば補正を組むなどの対応も必要ではないでしょうか。また指定管理者の指定管理料の増額も検討すべきではないでしょうか。見解を。

■修繕資材不足などの発生に備えて、例えば、各体育施設の照明器具などの消耗品は、電気事業者などと契約して災害備蓄食料のローリングストックなどの手法を参考に、LED ランプのような製品は一定数備蓄を要請して交換工事を発注するなどの契約方法を検討できないでしょうか。

② 2点目はスポーツは「全ての市民の権利」であり、条件整備は市の責務です。各施設利用者の改修要望を把握しているのでしょうか。老朽施設の計画的なリフォーム改修計画はあるのでしょうか、また必要な施設の備品の確保と更新（例えばフットサルのゴールポストなど）計画はあるのでしょうか、答弁を。

■今、年間41万人の市民が利用していた前橋テルサが閉館され、プールやフィットネスが使えなくなり、さらに年間10万人以上の市民が利用し、長年にわたり市民らに親しまれてきた六供町の「六供温水プール」も隣接する污水处理施設「前橋水質浄化センター」の建て替え工事のために今年度年までに解体されます。低料金で安全に利用できる市民のための公的なプールが2か所もなくなりました。

この機会に、多くの市民から要望されている夏場だけ利用されている上細井町の公的な市民プールを通年利用できるように温水プールにリニューアルしてほしいという要望に答えていただきたい
と思います。強く要望しておきます。

(2) ライフステージに合わせたスポーツ環境の充実

いま策定中のスポーツ推進計画には、市民のライフステージニーズに合わせた生涯スポーツ活動の推進が強調されています。

心身の健康を維持していくためには、障害を持っている方も含めて、市民の誰もが、各人の自発性のもと、各々の興味・関心・適性等に応じて日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、ス

スポーツを支え、スポーツを育てる活動に参画できる環境を提供することが必要だと思います。

文科省は、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人(65%程度)、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30%程度)となることを目標としているそうです。また、健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者(1年間に一度もスポーツをしない者)の数がゼロに近づくことを目標としています。

本市の昨年度の生涯スポーツの取り組み及び今後の課題について、伺います。

■雇用不安や長時間労働の下でも自己責任が強調されたり、弱肉強食の競争社会の中で生きている私たち市民は、ストレスをため込んでいます。このような中で市民が心身の健康を維持し、誰もがスポーツを通じて楽しくリフレッシュできるよう、学校・地域・職場で多様なスポーツができるよう、様々なスポーツイベントなどを開催できるよう、前橋市が必要な予算を確保して条件整備をすることは大変重要だと思います要望しておきます。

(3)指導者の人材育成

① 指導者の確保はいま喫緊の課題です。令和7年をめどに休日の部活動の地域連携や地域移行をめざしている中で、専門性や適切な指導の資質を有する指導者の人材育成と確保が必要になっています。

指導者は、各種目競技の技量の向上をめざす指導だけではなく、人格形成や健康や安全性を確保する役割も果たさなければなりません。教育の基礎知識、スポーツ事故や、障害等の防止や軽減を図る指導も求められています必要があると思います。豊かな見識と人格を備えた指導者育成をどのように進めていくのか、見解を伺います。

② スポーツ基本法は「スポーツは、世界共通の人類の文化」と規定しています。その破壊行為である暴力やパワハラ、セクハラはスポーツ団体や選手・指導者に決してあってはならないと思います。難しい問題であるだけに、スポーツ団体任せにしないで前橋市が独自に専門の講師を招いて研修や学習講座を開催して積極的な役割を果たすべきと考えます。見解を。

■スポーツ指導が、上から目線のパワハラの指導や勝利至上主義にならないよう、人間性を高める教育者の役割をしっかりと自覚した指導ができるよう、各競技団体に頼らず、市行政としての指導者養成講座を年間行事に位置付けて計画的に実施するよう求めておきます。

(4)財源の確保

地域スポーツの担い手であるスポーツ団体への支援はスポーツ振興を進めるうえで不可欠です。市スポーツ協会への事業運営経費の一部助成金が昨年度は3449万円が支出されています。どのような使途内容になっているのでしょうか。また十分支援額となっているのでしょうか。またスポーツ振興と市民が日常的にスポーツに親しむ環境をつくるためには、国や県にスポーツ振興のための補助金交付の充実の声を上げるべきと思います。見解を。

■公共事業や行政の DX の推進施策などと比べると、国・県は自治体が進めるスポーツ振興施策に十分な位置付けをしていません。国からの十分な補助金が期待できない中で、市民スポーツの振興も多くのスポーツ施設を適切に整備し維持することはできないと思います。ぜひ国や県に財政措置の充実を要望していただきたいと思います。

4、 農業振興策について

(1)農地の保全

① 農政運営事業費が約 1035 万円支出され、前橋市農業振興地域整備計画書が、昨年令和 4 年度に改定されました。計画では、令和 2 年現在の農振地域内における農用地 8455 ㌥を 10 年後の令和 12 年までに 506 ㌥減少しても 7948 ㌥を維持するという計画を明確にしています。農業就農年齢の高齢化や、肥料や飼料の高騰、農産物の価格低迷など、農業経営をめぐる状況はますます悪化していますが、農業への職業的依存性が低下し、農地転用や耕作放棄地がされに増え続ければ、さらに農用地が減少する心配があります。農政課は農業生産にとって最も基礎的な農用地を確保するために、昨年度はどのような手立てとってきたのか、答弁を求めます。

② 本市における農振地域内の開発は、工場などの立地に向けて交通の利便性や土地の形状が最優先されるため、南部拠点地区整備や直近の西善中内産業団地の拡張そして駒寄インター産業団地も道の駅まえばし赤城などは、共通して用排水路も整備され土地改良された優良農地が受け皿になってきました。しかし、脳団物の輸入自由化路線や円安による疲労や飼料の高騰によって、畜産も稲作も野菜生産もかつてなく厳しい経営環境にある中で、集落営農も認定農業者も家族農業も、農業経営を多面的に支援しながら優良農用地を確保しなければ、前橋の農業の維持も、更なる今後の持続的発展も望めません。

産業団地や住宅団地など非農業的な土地需要について当局は、産業振興、雇用の拡大、人口流出の防止等の観点から都市計画や土地利用計画を具体化していると思いますが、いったん農振除外や土地収用法の適用で潰した農用地は回復できません。前橋の農業振興の上で、農振計画で定めた通り農地保全を最優先して判断しているのかどうか、見解を。

■日本の農地面積はピーク時の1961年以降、岩手県よりも広い約176万ヘクタールが失われました。主な仕事は農業の「基幹的農業従事者」は2022年に約123万人と20年で半減。平均年齢も68・4歳となっています。今後、食料生産を担ってきた人たちがいなくなれば、培われてきた技術・経験が失われ、農業が崩壊しかねません。

このような衰退を招いた原因ははっきりしています。1990年代以降、政府がアメリカなどの圧力に従って、海外からの農畜産物の輸入を拡大し、農産物価格を市場任せにしたため、生産にかかる費用を賄えず、離農に追い込まれたり、後継者がいなくなるなどの事態を招いたためです。加えて、94年のWTO(世界貿易機関)協定など財界やアメリカいなり、輸入を際限なく拡大し続けてきたことも大きな打撃を与えました。

食料は国家の根本ですが、輸入自由化政策を続けてきた政府の政策によって、いまや日本の食料自給率はカロリーベースで「38%」(2021年度)に低落しています。1965年度より35ポイントも下がりました。

(農業経済学)鈴木宣弘・東京大教授は「お金を出せばいくらでも外国から食料を買える時代は終わった」と指摘しています。そのうえで、「日本人は海外から食料が入ってこなくなったら命が守れない『砂上の楼閣』に住んでいる。食料危機に備え、国産と備蓄でしのげる態勢づくりを急ぐべきだ」と警鐘を鳴らしています。前橋市も、そうした点からも、さらに農地を安易に産業団地にする政策は抜本的な見直しが必要です。

(2) 農業委員会の役割

①本市農業委員会は、その主たる使命として、農地利用の最適化すなわち担い手への集積・集約化などの流動化事業、耕作放棄地の発生防止・遊休農地の解消、新規就農者の確保などを進めています。令和5年4月1日から農地法が改正されて、権利取得者の耕作面積の下限面積要件が廃止されることとなり、これに伴い農業委員会が農用地の利用権設定をする場合の40アールの下限面積要件も廃止となりました。

この制度改正によって、今後は面積の大小に関わらず、農地の権利取得が可能となり、就農を促進し、遊休農地を削減するなど、農用地保全の効果が強まると思いますが、見解を。

(3) 地域計画

①市町村に農地の集積・集約の目標策定を義務付ける農業経営基盤強化促進法が昨年4月21日に可決されました。日本共産党は反対しましたが、同法は農地バンクを通じて農地の利用権を「担い手」(認定農業者)に集積・集約し、農業の大規模化を図る仕組みを定めるものです。

促進法は、中山間地など条件が不利な農村で大規模化が進んでいないため、市町村に農地を大規模集約する「地域計画」を令和7年度までの策定を義務付けています。策定には、市町村が農家やJA（農業協同組合）などの関係者を集めて協議することとなっていますが、計画の策定や目標の達成度を、国は農業への各種補助金交付の要件・条件にするべきではないと思いますが、本市の地域計画の策定についての考え方をお聞きします。

■計画策定を補助金交付の条件にすれば圧力になると思います。『地域の実情に応じた自主的な計画に』という全国市長会の要望に応えていないことは問題です。遊休農地の利活用も含めて、農地の集積集約はあくまでも経営規模の大小を問わず農業生産者の自主的判断で行うべきです。地域計画策定においても、そうした原則に立って策定するよう、指摘して、全ての質問を終わります。